

報告第27号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月28日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 106,007円

2 賠償の相手方

住所 *****

氏名 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和5年5月24日午後2時30分頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市うれし野一丁目4番1

(3) 事故の内容 市職員が車両に乗り込もうとした際、右隣に駐車していた相手方の車両に扉を接触させた。

(4) 被害の程度 相手方車両の左側面の塗料の付着

令和5年7月7日

ふじみ野市長 高 畑 博